

後遺障害による逸失利益

Q

事故等により後遺障害が残った場合の慰籍料は、どのようにして算出をしたらよろしいでしょうか。

A

1 後遺障害とは、受傷が完全に回復せず、何らかの症状を残す場合をいいます。一定の症状が残ってしまい、これ以上治療を続けてもその効果が見られないと判断された場合、残念ながらそこで症状が固定したとして治療が打ち切られ、後遺障害を考えることになります。(後遺障害による慰籍料について既に述べました)。

2 逸失利益とは、その後遺障害がなければ得られたであろう収入が後遺障害の存在によって得られなくなつた(逸失=失われた)、その利益を損害とするものでありますから、仮に後遺障害なかりければどうであったかという想定に基づくものであり、仮定の数字ということかもしれません。

3 後遺障害を考えるうえでは、後遺障害は自賠法施行令の別表に基づいて障害別に14等級に分けられております。

4 後遺障害による逸失利益を算定するには、基礎となる収入が問題となります。この点については、前々回および前回に触れましたので、この稿では後遺障害による逸失利益に特有な問題について申し上げます。

(1) 中間利息の控除について

逸失利益は、後遺障害が継続する期間分の将来に亘っての損害(得べかりし利益)を現在において支払えとするものですから、将来の分を現在金額に引き直す計算が必要となります。これを「中間利息控除」といいます。中間利息の控除には、単利で計算する方式と複利で計算する方式があります。前者をホフマン方式、後者をライブニッツ方式といい、それぞれ計算式があり、係数表があります。例えば、将来1年間に得られる筈であった逸失利益を今支払う(前払いとなる)となると、この1年分について単利にせよ複利にせよ、中間の利息を差し引くことになります。その翌年の2年目の分も今支払うことになり、その分も前払いになるので、2年分の中間利息を差し引くという考え方です。名古屋地裁の場合はホフマン方式を用い、東京地裁はライブニッツ方式を用いるなど、裁判

所によって取扱いを異にすることがあります(最高裁はいずれ的方式によつても不合理とは言えないとする)。取り敢えずは「中間利息控除」を記憶して下さい。

(2) 症状固定時満18才未満の者の中間利息控除

就労開始は一般的に満18才から(高卒)と考え、就労可能年数は満67才までとします。ただし、満18才未満でも現に有職の者(例えば中卒で就職)はその所得によります。

例えば、満8才の男児の後遺障害についての中間利息控除はどうするか。まず8才から67才まで(59年)の係数(名古屋地裁のホフマン形式によることとします。この係数をホフマン係数という)を出します。しかし、8才から18才までの間は無収入ですから、その10年間の分のホフマン係数を差し引きます。基礎となる収入は、賃金センサスによる高卒男子の平均賃金年額によります。ただし、家族・親族などの教育環境から大卒の可能性(蓋然性)が認められますと、大卒男子の平均賃金によることがあります。ホフマン係数が異なってきます。大卒は22才(22才の蓋然性が高い)と考えられますので、無収入の期間が8才から22才までの14年間となり、59年のホフマン係数から14年のホフマン係数を差し引かなければなりません。現に有職の者は、単純に、その年齢から満67才までの間の年数に対応するホフマン係数を用いることになります。

(3) 後遺障害に対応した労働能力喪失率

後遺障害というハンディキャップを負う以上、事故前と同程度の収入を挙げることができないことが一般的に考えられる(蓋然性が高い)ので、特別の事情がない限り、労働能力が喪失することは避けられず、後遺障害の等級に応じた割合(労働能力喪失率)の労働能力の喪失を考えるのが当事者間において衡平(公平)であることが理由とされます。労働能力喪失については、裁判実務において「労働能力喪失表」が重要な資料とされ、殆どの事例がこの労働能力喪失表に基づいて算定されます。この詳しいことは次回以降に申し上げます。